

ものづくり支援センターしもすわ
身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小製造業者が、IT活用の促進、社内のデジタル化推進により、経営管理業務の改善や生産工程の効率化を行い、企業競争力の向上を図るために、そのスタートアップにおける初期投資費用に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小製造業者とは、日本標準産業分類に定める製造業に属する事業を営む又は関係する者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り。

(1) 対象事業者

下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税（原則事業税及び固定資産税等）が確認できる者。

(2) 対象経費

自社の『身の丈デジタル化推進』（以下、身の丈デジタルという）のために係る初回導入費用（端末等の購入費用、システム導入のための費用等）

* 本件の対象となる設備投資費用は、ものづくり支援センターしもすわ（以下、センターという）による身の丈デジタルの支援を受けている場合、または身の丈デジタルと同様の事業とセンター理事長が認めた費用とする。

* 『身の丈デジタル化推進』とは、中小企業者が社内のデジタル化を進めるにあたり、最低限必要なハード

やソフトを導入するための手引きと実用化を支援・推進することを言う。

* 既存の設備やシステムの更新費用等は、含まない。

* 端末とは、パソコン・タブレット・NAS・ネットワーク機器（ルーター・ハブ等）、モニター等のことを指す。

* オフィス関係の市販ソフト（Word・Excel・PowerPoint等）と携帯電話機器等は除外する。

* 尚、曖昧な対象物の可否についてはセンター理事長が判断する。

* 同一内容、同一システムでの申請は3年間不可とする。

(3) 消費税の取扱い

特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする。

(補助率)

第4条 補助対象経費の合計額の3分の2以内とし、1事業者につき、20万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

(対象期間)

第5条 1月1日から12月31日の間に導入を完了し供用を開始したもの、且つ経費の支払いが終了した事業に限る。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、センターの身の文デジタル化スタートアップ支援補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、指定の添付書類等を添付して、センターに提出しなければならない。

(交付決定および請求)

第 8 条 1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請者へ通知するものとする。

2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに身の丈デジタル化スタートアップ支援補助金交付請求書（様式第 3 号）をセンターに提出しなければならない。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。